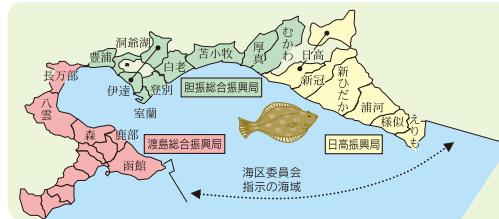


「幻の魚」まつかわを守ろう

*全長35cm未満のまつかわは海中還元！

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、全長35cm未満のまつかわを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



- ・函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域において、まつかわ(たかのは、たんたか、ブランド名「王蝶」)の資源回復を図るために、平成18年度から漁業者による大規模な種苗放流が行われています。現在、まつかわの資源は、そのほとんどがふ化放流魚で占められています。
- ・当海域では、こうした資源を保護するために、漁業者に限らず、資源を利用する全ての人は、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元(リリース)しなければなりません。

ご理解
願います!

資源の増大に向けた漁業者の取組

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

[つくり育てる漁業を行っている主な魚種]

さけ・ます・ひらめ・まつかわ・にしん・ほたて・がいこんぶ・えぞばふんう・あわびなど

[資源管理協定で漁業者が規制している魚種とサイズ]

魚種	規制サイズ	対象海域
ひらめ	全長35cm未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
まつかわ	全長35cm未満	函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域
まがれい	全長18cm未満	北海道周辺の全海域
そくとうだら	全長18cm未満 全長34cm未満	北海道周辺の全海域

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

～クロマグロの資源管理にご協力ください～

太平洋クロマグロは、近年、資源状況が悪く、早急な資源管理を図る必要があることから、我が国においても、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、漁獲量の上限を設定するなど、厳しい管理措置に取り組んでいます。

これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業までの全ての漁法で、次のような厳しい資源管理に取り組んでいます。

小型魚(30kg未満)

2002～2004年の平均漁獲実績の半分までしか獲らない

大型魚(30kg以上)

2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない

令和3年4月1日からは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(通称「TAC法」)に替わり、「漁業法(令和2年12月1日施行)」に基づく資源管理が行われます。

採捕停止命令について

- TAC法に基づき、採捕の種類別、海域別に割り当てられた数量の95%を超えるときは、北海道が採捕停止命令を発出します。
この場合、**遊漁者も命令の対象**となります。
- 採捕停止命令発出後に採捕すると、次の罰則が適用される場合があります。
3年以下の懲役若しくは**200万円以下の罰金**又は**懲役・罰金の両方**
※これらは令和3年3月31までのものです。令和3年4月1日以降については、北海道のホームページでご確認ください。



クロマグロの資源管理に係る規制内容は、変更する場合がありますので、最新情報をホームページ「北海道 フィッシングルール」で検索・ご確認ください。